

2 教職員人事・任用

人事異動の基本方針を昨年同様次のように設定した。

昭和56年度末人事に関する方針

福島県教育委員会

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、本県教育の刷新充実をはかり、教育水準の向上を期するためには、教職員組織並びに教育庁職員組織の充実強化と士気の高揚をはかなければならない。

本委員会は、この実現を期するため、下記方針に基づき、年度末人事を行うものである。

実施にあたっては、広く県民各位の理解と教育関係者の積極的な協力を切望する。

I 基本方針

- (1) 全県の視野にたつて、適材を適所に配置し、教育効果並びに行政効果の向上をはかる。
- (2) 教育の機会均等の理念に立脚し、地域差・学校差の是正につとめ、各学校の教職員組織の充実と均衡化及び教育庁職員組織の充実をはかる。
- (3) 厳正公平な人事を行い、教職員及び教育庁職員の士気の高揚をはかる。

II 重点

一 公立小・中・養護学校関係

- (1) 教育を刷新充実するため、有能適格な教職員の確保と新進有為な人材の登用をはかる。
- (2) 教職員組織の適正化を期するため計画的な交流を推進する。
- (3) 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職への登用にあたっては、適任者を厳選するとともに、適材を適所に配置する。
- (4) 養護教育の振興をはかるため、適任者を配置するとともに、適正な交流を行う。

二 県立学校関係

- (1) 教育を刷新充実するため、有能適格な教職員の確保と新進有為な人材の登用をはかる。
- (2) 高等学校生徒数の急減に伴う教職員定数の減少に対応するため、教育課程に配慮しながら教職員の適正配置をはかる。
- (3) 教職員組織の充実と均衡化をはかるため、同一校永年勤続者の交流及び採用後引き続き同一校に相当年数勤務している者の交流を行う。
- (4) 定時制(夜間)・通信制・分校・盲・聾・養護学校並びにへき地における教職員組織の充実については、特に考慮する。
- (5) 職業に関する学科を中心とする高等学校の再編成並びに盲・聾・養護学校の拡充整備に伴う教職員の配置については、特に考慮する。
- (6) 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職への登用にあたっては、適任者を厳選するとともに適材を適所に配置する。

III 実施方針

一 採用

- (1) 教員の採用については、資格・知識・能力・適

性・人物・健康等に基づいて選考する。

- (2) 教育庁職員を教職員から任用するにあたっては、それぞれの職務の遂行に必要な知識・能力・適性等を充分考慮し、特に管理監督の立場となる職については、人格・管理能力のすぐれた者から慎重に選考する。
- (3) 教育庁一般事務職員の採用については、「福島県職員採用候補者試験」に合格した者から選考する。
- (4) その他の教育庁職員の採用については、それぞれの職務の遂行に必要な能力、適性を有する者を選考する。
- (5) 事務職員、学校栄養職員、その他の職員の採用については、教育庁一般事務職員に準じて行う。

二 交流

- (1) 免許状、年齢構成、性別について各学校の均衡をはかるためつとめて広域にわたって交流を行う。
- (2) 各地域の実態に応じ、都市、平地、へき地相互間の計画的な交流を積極的に行う。
- (3) 中堅の立場にある教員の広域交流を積極的に行う。
- (4) 養護教育担当者の適正な配置と交流を行う。
- (5) 県立学校にあつては、特に高等学校の学科の設置廃止に伴う配置転換を考慮するとともに、学校種別(高等学校、盲、聾、養護学校)間の適正な交流を行う。
- (6) 同一校相当年数勤務者の適正な交流を行う。
- (7) 教育庁本庁、教育事務所、教育機関、学校等相互の交流の円滑化につとめるとともに、他の任命権者に係る機関との間の交流についても積極的に考慮する。
- (8) 教育庁、県立学校事務職員については、特に知事部局との交流の円滑化をはかる。

三 昇任

- (1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資格、人物、指導力、勤務実績、健康等のすぐれた者のうちから適任者を厳選する。
また、相当期間へき地または養護教育の経験を有する者及び勤務成績優秀な者の抜てきを考慮する。
- (2) 教頭については、校長に準じて行う。
- (3) 教員については、免許状の取得状況、勤務実績等によって選考する。
- (4) 課長、課長相当職、課長補佐、課長補佐相当職への登用にあたっては、人格識見、管理能力等を重視し、幹部職員にふさわしい適任者を厳選する。
- (5) 主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、専門文化主査、専門文化財主査並びに教育事務所の課長及び教育センターの部長についても(4)に準ずるが、特にそれぞれの専門的資質を重視し、適任者を選考する。
- (6) 係長及び係長相当職については、原則として人事委員会が行う「係長等資格昇任考査」に合格した者のうちから(4)に準じて選考するが、細部については知事部局の基準を準用する。